

【論文】

大北電信会社の国際通信独占権満了に伴う日本政府の対応 International Telecommunication Policy after the Expiry of Exclusive Rights that the Japanese Government granted to The Great Northern Telegraph Co.

大野哲弥
OHNO, Tetsuya

キーワード： 海底ケーブル; 大東電信会社; 逓信省; 国際電報料金

Received: 2016.12. 8 Accepted: 2017.1.7

はじめに

1882（明治 15）年に日本政府がデンマークの大北電信会社（The Great Northern Telegraph Co.：以下大北）に与えた日本—アジア間の国際通信独占権は、日本の国際通信史上もっとも大きな問題の一つである。この問題について近年の研究により大きく進展しているが¹⁾、1912（明治 45・大正元）年の独占権満了を前に行われた日本政府と大北および中国政府との交渉の経緯は、まだ十分検討されているとはいえない。

独占権による弊害は、日清、日露戦争で勢力圏を拡大した日本にとって、耐え難いものになった。日本とアジア間のケーブル敷設はもちろん、日本発の電報料金の設定もできない。台湾淡水と中国福州を結ぶケーブルは、日本本土からの通信には利用できず、軍事用ケーブルを公衆通信用に転用した大連—佐世保間のケーブルも日本—中国東北部（満州）との通信に限定されていた。また中国に進出した日本企業から強く要望されていた日中間で和文電報の取り扱いの目途も立たなかった。日本の国際通信は、長崎—上海（2 条）、長崎—ウラジオストック（2 条）、東京—小笠原を經由し、グアムで米国の商業太平洋海底電信会社の太平洋ケーブルに接続されるルート（1 条）、合計 5 条のケーブルに委ねられていた。独占のため料金も高く、ほぼ同距離の英国—デンマーク間の 1 語あたり料金 12 銭に対し、日本—上海間は 4 倍の 48 銭であると、新聞で非難される水準であった。

本論では、国立公文書館所蔵の『大正 2 年分 大北大東商太会社談判筆記』、外務省外交史料館所蔵の『大北電信会社委員トノ談判筆記』第 1 巻～第 2 巻、『支那政府委員トノ談判筆記』などの史料²⁾を中心に検討を加えることにより、各国政府、各通信事業者が当初目指した施策と交渉の結果を明らかにする。

1. 独占権満了を前にした軍部、逓信省の動向

1912 年、大北の独占期間満了を迎え、日本政府は同社との交渉を開始した。日本政府は、独占権の満了を手放して喜べる状況ではなかった。大北と英国の大東電信会社（The Eastern

Extension Australasia and China Telegraph Co. : 以下大東) は、1930 年まで、中国での国際通信独占権を有していた。このため、日本での国際通信独占権満了後も日中間の伝送路構築には、中国政府との合意のほか、両社の承認が必要とされた。

同年、陸軍省から逓信省に概要次の軍事上の要求案が提出された。① 台湾—香港間には将来政府により海底線を敷設する如く計画すること、② 政府所有による長崎—上海ケーブルを新設すること、③ ロシア政府、中国政府、大北電信会社と交渉し、日露間、日中間通信を行うこと、④ 本州—カナダ間の海底線敷設

陸軍は、大北線に頼らず欧州との通信が可能な香港台湾間海底線に期待をよせ、中国国内に派遣軍を送る可能性も否定できないことから、長崎—上海線の日本人による運用と和文電報の送受が必要であると同時に、中国国内の日本電信系を中国電信系と接続する必要があるとした。

同じく 1912 年 5 月、逓信省は大北との交渉を前に「帝国の対外電信政策に関する覚書」を作成した³⁾。逓信省は、独占権終了にあたり、大北から陸揚権も撤収することが望ましいと考えていたが、海底ケーブルの買収も困難であり、即時撤去は国際通信の途絶ともなり、実現性は薄いとみて、長期的課題ととらえていた。独占権終了後に実現すべき施策として、中国（上海）—日本間に新ケーブルを敷設し、中国との間の仮名電報の取扱いの開始と各国あての全般的な料金値下げを優先事項としてあげていた。仮名電報の取扱いは、軍部に加え、経済界からも要望されていた。台湾—香港、日本—カナダ間のケーブル敷設は将来の検討事項とされた。

当時、大北、大東両社が中国の国際通信独占権を所有していたものの、米国の商業太平洋電信会社や独蘭電信会社などが中国に陸揚げしており、日本政府は交渉次第でケーブル陸揚げが可能と判断し、在外日本公使館などを利用して、事前調査を進めていた。

独占権終了に伴い、日本—福州間での和文電報の取扱いと、福州から大東会社線に接続し、各国との通信を行うことも課題であった。また、商業太平洋海底電信会社線が所有しているグアム—フィリピン—上海のケーブルを利用して日本からグアム、フィリピン経由あるいは、グアムから独蘭電信会社線によりヤップ、メナド経由でのアジア、豪州あての通信の是非の検討を進めていた。軍部が要求していた樺太、朝鮮半島で日露を結ぶ直通線の交渉も行うこととしていた。さらに料金値下げに加え、料金半額で閑散時に送信する後廻電報の導入を要求することとした。

この覚書を作成した同じ 1912 年 5 月、逓信省は、世界一周の無線網計画を進めていたマルコニー社と日本に同社との通信用の無線局を独自に建築することで同意したが、これも大北牽制の意味もあった。このように多ルートとすることは、障害時、紛争時の対応力を高めると同時に競争線により大北の影響力を減少させると判断していた。

7 月 6 日、陸軍省は、逓信省の覚書に「大体に於異存無し」とコメントし、概要次の項目を要求した。中国国内での日本電信局の拡張と一般電報の取扱拡大、川石山線（福州経由の伝送路）開放は、将来香港、その他アジア大陸への陸揚げする場合、大北から抗議される原因とならないこと、大北との取極めはできるだけ短期間として、将来会社からの制約から完全に脱すること。

一方、調査活動の一環として、在北京公使館の水野幸吉一等書記官は、かつて日清電信協約交渉で活躍した交通部雇用のドレージング（F. N. Dressing）と会見した。6月5日、伊集院彦吉駐華公使は内田外相にこの報告書を送付した。会見の概要は次のとおりである。

ドレージングによると独占権満了後の問題は、日本、大北、中国の立場からそれぞれ検討する必要がある。日本にとって、独占権が終わっても大北の陸揚権、営業権がなくなるわけではなく、日本が競争線を敷設しなければ値上げされる可能性すらある。また大北は中国における独占権を1930年まで持っており、日本が中国に陸揚げするのは容易ではない。

大北にとっては、本年末以後、日本は商業太平洋電信会社と協定し、欧州との通信を行うなど減収となる可能性がある。またロシアの陸揚独占権をもっているものの、陸線については権利を持っていない。日露陸線により欧州との通信を行うことになれば大北にとって大減収となる可能性もある。また上海長崎間の料金が高いと定評であり、独占権満了後据え置きとしても非難を免れないだろう。中国にとっては、陸揚げを求める日本と独占権を持つ大北の間にはさまり苦しい立場である。

ドレージングの案は次のようなものであった。3者が出資して共同組合を作り、大北に評定価格を支払い、現在の上海長崎大北線を組合所有とする。その条件として日本は、北清、佐世保大連線延長など日中共同で陸揚げすることを大北が同意することを約定しておく。長崎局は日本政府の管理に移し、上海局は組合の委託により引き続き大北で運用する。収益は一定の配当率を定め、維持しえる範囲で料金を値下げする。これにより日本は長崎局を掌中にし、料金も値下げされる。さらに将来の敷設について大北と中国から許可が取れる。日中両国の共同の基礎となり大北を東洋から駆逐すべききっかけとなる。

大北は独占権満了により利益が多少減少することは免れないが、この協定により損失を軽減できる。かつ上海局の運用を続けることにプレステージを維持できる利益がある。中国にとっては何の損失もなく板挟みを避け、持ち株により利益を得ることができる。この協定成立の成否は、日本が中国にこの組合に加入することが得策であることを説得することとした。ドレージングは、大北の立場を日本より厳しくみていたようである。ドレージングは同年11月15日に死亡した⁴⁾。亡くなる2日前まで病床で水野との会見に応じていたという。異国にあって通信に捧げた生涯であった。

2. 大北電信会社バーンソンとの交渉

1912年7月5日、日本側委員、小松謙次郎逓信次官、田中次郎通信局長と大北のジャスパー・バーンソンの間で第1回会合が持たれ、まず料金値下げが取り上げられた⁵⁾。

日本側委員（以下政府）は、欧州では100海里で5サンチームであるが、東洋では15チームもする状況であると、大北の料金水準が高いことを指摘した。バーンソンは、欧州から東洋にケーブルを運ぶ費用や、ケーブル船を置く費用のほか、欧州人社員の派遣にも経費がかかり、一概に料金水準を比較するのは難しいと応じ、さらに欧州あての料金については、中国、日本と欧州間を同一料金とする大東や関連する会社との内約があり、大北の一存だけでは対応できないと補足した。政府は、それなら大東が関与しないウラジオスト

ック経由の料金を切り離せば良いと反論。バーンソンは、日本発の料金を下げると中国発の料金も下げる必要があるので、困難であると回答。政府は、それは会社の都合によるもので、値下げをしない理由とはならないとし、ウラジオストック経由では日本のほうが欧州に近いので安くなるのは当然と返答した。

8日の第2回会合では、政府は、欧州の料金水準と比べれば5割の低減を要求してもいいと牽制した。さらに、前の歴史からみて2割の値下げは難しくないだろう。これは欧州あての場合であり、上海あてに関してはまた改めて要求したいとした。バーンソンは日本の収入部分（首尾料：国内伝送路料）も同率で下げるかを確認し、本社と相談するとした。

15日の第3回会合では、日露間の陸線連絡、欧州あての電報の長崎経由、小笠原経由の料金均一問題などが論じられた。17日の第4回会合で、バーンソンは、長崎陸揚権は永久のものであると主張した。8月10日の会合後、バーンソンは10月初旬頃に再来日したいとし、上海にたった。最終日にバーンソンが問題点としてあげたのは、上海陸揚げ、日中間料金の5割減、川石山経由の扱いであった。また合併料金などの協定のある間は、日本政府が台湾—香港ケーブルを敷設しないと約束できないかと確認した。政府はそのような考えはないと応じ、さらに大北長崎局の運用を日本人が行うべきと要望した。結局バーンソンが再来日したのは1か月遅れ11月初旬となった。

11月8日、第8回会合が行われた。まずバーンソンは、合併料金制度の期間は、最低1930年末までの18年間であるとし、さらに大北が長崎—上海間で責任をもって仮名電報を扱うので、日本線の陸揚げは必要ないとした。2割の料金値下げは関連政府、会社から合意をとったが、中国との間で5割減は難しい。中国は各地方あてに値下げを行い場所によっては5割、他は2割から3割程度の値下げとしたい。さらに料金の値下げに加え、福州経由の通信も認めるなど多大な犠牲を払っているのだから、香港線敷設はやめられたいと牽制した。香港に関しては大北、大東のもつ中国の国際通信独占権は適用外であった。日本—香港ケーブルができれば、上海を経由せず、日本と東南アジア、欧州との電報がやりとりできるうえ、合併料金制度外でもあるため大北の収益が大幅に減少する可能性があった。

このような背景もあり、18日に小松次官は、大東電信会社のブーラード（W. Bullard）に1907年に英国から提案された香港—台湾ケーブルの実現性を質した。ブーラードは、当時の提案については知らないが、現時点では高速度の機械を利用しているので回線増設の必要はないと回答した。先にみたように参謀本部は、台湾—香港ケーブルの敷設が望ましいと考えていた。通信省が1907年以降、台湾—香港ケーブル敷設に積極的でなかったのは、大北にとって幸いしたと言えるだろう。

当時の欧州との国際回線部分の料金は、フィリピン、中国、日本とも同額で5.50フランであった。大北は今回4.40フランに値下げすることで関連政府、会社と合意したと述べた。中国は今後通信料増大が見込めるので日本にとっても有利であると説明した。これはスライディングレート導入により、総収入から費用を除いた額が3年間平均で1割増加したときに値下げするからである。

26日の第11回会合で大北の陸揚権の期間の点で両者が応酬した。小松次官は、独占権満了後も大北が長崎電信局を運用することはありえないと主張した。バーンソンは、ロシア

や中国の免許状にも同じ項目があり、引き続き運用権を持つと応じた。小松は釜山局を日本が運用していることをあげ反論した。27日の第12回会合で、小松は、1907年の交渉の際、合併料金制を認めれば、大北は長崎―釜山線は無償譲渡するとした発言を取り上げた⁶⁾。合併料金制導入により長崎局を無償で日本に譲渡せよという駆け引きである。

28日、田中通信局長とバーンソンの間で非公式の会談が行われた。非公式ということもあり、バーンソンは、逓信省が大北を長崎から追い出すと言うとはひどすぎると非難した。田中局長は、大北を長崎から追い出すつもりはないと回答、それとも一つ軍艦でも差し向けてどうかと冗談を交えた。それでもバーンソンは、日本の上海ケーブル新設を認めなかった。田中局長は、合併計算を導入すれば上海線新設により大北が損失を出すことはないので異議はなかろうと応じた。バーンソンは40年まで合併料金を認めるなら、上海ケーブル新設に同意できると述べた。さらに台湾―香港ケーブル新設はやめてもらいたいと強く要望した。さらに、数年前と比べ日英の交情の熱度も少なくなっている。英国商人は日本商人をよく言わない、日米関係も昔ほどではないと牽制した。

12月7日の第13回会合で、バーンソンは、上海、福州2か所については、協定が満足のいくものになれば、本社も認めるだろうと発言し、その後、台湾―香港線を設置しないと約束するよう求めた。9日の非公式会合で、バーンソンは、関連政府が合意すれば大北本社が上海陸揚げ、福州線開放について了承すると告げた。同時にこの承認は、必要に応じ大北が増設の権利を得るのが条件だとした。大北にとって、中国での独占権と日本への陸揚権が何よりも重要であった。16日第14回会合から詳細な詰めに入った。小松次官の出席はこの日が最後になった。21日に第3次桂内閣が発足、外相は1月29日まで桂太郎首相が兼任（その後加藤高明）、逓相に後藤新平が就任した。小松次官は24日に辞職し、28日に貴族院議員に任ぜられた。以後田中局長とバーンソンにより年末まで細部が調整された。

3. 約定項目書の締結

日本政府が大北に与えた免許状は1912年12月27日までであったが、免許状更新に至らず、28日付で両者全権代表記名調印による約定項目書が作成された。実際の締結は31日夜であった。全8項目の概要は次のとおりである。

第1項 日中間に発着する電報に関し1913年1月1日以後できるだけ早い時点から1930年12月31日まで連帯資金制（合併料金）のもとで取扱うものことに合意する。中国政府が連帯資金制に加わるかは自由とする。連帯資金制の収益金は次の通り分配する。日本、大北の場合、日本35.4%、大北64.6%、中国が加わる場合、日本27.7%、大北50.7%、中国21.6%とする。

第2項 連帯資金制のもと大北は、日本政府に上海への陸揚げおよび川石山―福州間に陸上線を設置し、台湾―川石山ケーブルと接続することを認める。

第3項 大北は台湾川石山線により外線との通信を行うことに同意する。大北は芝罘―大連ケーブルで従来の官報、和文電報に加え、他の全ての通信に開放することに同意する。

第4項 日本政府と大北は、別に定める4つの表（地域、国別に料金値下げの手順を記し

た内容)に基づき、1930年末まで料金減額を行うことを承諾する。

第5項 大北は、満州、朝鮮、樺太国境において日本—ロシア間の陸線接続を認める。

第6項 大北は、小笠原、川石山経由の料金と長崎経由の料金を均一することに同意する。

第7項 新免許状は、大北が政府電信系に連絡してその海底電線を引き続き運用する権利を害さないものとする。大北が上海長崎線増設を願い出る場合は、政府は好意をもって考量する。大北は政府が将来上海海底線および川石山福州線を複線としたいと申し出をした場合、好意をもってこれを考量することを約束する。

第8項 以上の約定項目は、最終協約締結後両者首脳協賛、中国の利権に関する中国政府とロシア政府の協賛を経て成立する。

さらに、同じく28日付で田中局長はバーンソンに、念書ともいべき書類を提出している。内容は、大北が1930年以降も中国における特権を有し、かつ政府との他の取り決めが成立しない場合、日本政府の上海長崎線、川石山福州線を撤回し、使用を廃止することを約諾するというものであった。つまり大北が中国における特権を持ち続ける限り、合併料金を認めなければ日本線の中国陸揚げができないという内容である。日本—大北間の交渉の大筋は辛うじて1912年中に妥結をみた。

4. 中国政府との交渉

4.1. 北京における日中交渉「大北と商議開催の件」

東京で逓信省と大北の交渉がはじまる直前の1912年7月2日、伊集院彦吉駐華公使は、内田康哉外相あてに中国政府から次の要望を受けた旨を送付した⁷⁾。大北の独占権満了を機に、日本政府と新たな協約を締結する旨を聞知したが、同社の長崎—上海ケーブルの一端は中国にあるので、予め本件について日中両国委員により協議したい。

8月17日、内田外相は伊集院公使に概要次の逓信省見解を発送した。現在行われている独占権終了後の大北との運用に関する交渉は中国政府とは無関係であるが、中国政府にも影響を与えることは確かである。中国政府の申し出の同会社に関わる日中間の問題を両国で商議することには異存はない。しかし、日本は1912年末に独占権終了となるにもかかわらず、同社の中国における1930年までの独占権に抵触せず新たな協定を結べるかは疑問である。日本政府が中国政府との交渉に先立ち同社と交渉するのは、同社に日本と中国との間における帝国政府の施策に反対することがないようにするためである。両国間で協議を要する主要な問題は、両国間の電報料金を共同勘定において適当なる比率で分配することを条件に、日本政府が中国政府の承諾のもと上海其の他に海底ケーブルを陸揚げすることである。中国政府は両社への独占権付与後も米国、ドイツ、フランスに陸揚げを認めているので、拒絶できないものとする。このようになるのも中国が長い間独占権を与えたからであり、1930年以降、事前に日本政府と協議することなしに関連政府、会社に特権を与えないこと。この2項に関し中国政府の承諾得られれば、中国政府代表者と会商することが日本政府の希望するところである。

伊集院公使が陸微祥外交部長に1912年11月5日に提出した条件は、①大北電信会社所有の既設の上海—長崎ケーブルに関し、一定の期間共同勘定（合併料金）とする計画があることから、中国政府もこれに加わり、同社、日本、中国で該勘定を適切な率で分配すること、②上海、その他の地への日本政府所有のケーブルの陸揚げ、③今後中国政府が各国政府、通信会社と協定を結ぶ際に日本政府と商議すること、の3点であった⁸⁾。

①は、中国の国際通信独占権を1930年までもつ大北電信会社から独自の日中ケーブルを敷設する許可を得るために必要な条件であり、③は、中国が大北電信会社に1930年後さらに独占権を延長するなどの措置を取らないようにするためのものである。

これに対し中国政府からの12月16日付の回答は、①収益の分配は、日中同額とする、②日中共同経営によりそれぞれの国側の電信局を設置し、また上海以外の陸揚げは認められない、③中国としては他国と交渉することもあるので、他方面と問題を惹起する恐れがあるので認められないし、中華民国建国まもなく、新たに外国に権利を与えるのは輿論の反発を招き応じられない、であった。必要経費を除きどれもが対等を要求する内容である。

日本としては、当面の問題は上海—長崎ケーブルの敷設であったため、①合併料金の問題は、専門的事項につき他日の協議に譲るとし、③日本政府との商議については、1930年以降外国通信会社に通信独占権を与えないのであれば全く問題ないことなので、中国政府がなぜこだわるのか理解に苦しむと反論した。肝心の②の上海陸揚げについては、他国に認めている事項であり、日中親善の証としても認めてもらいたいと要望した。

22日、中国政府は概要次の回答を行った⁹⁾。①共同計算の方法に同意し、詳細は別途委員を派遣して協議する。②上海陸揚げを認める。ただし陸揚げ地から上海までの陸線は他国の例に照らし中国側の管理とする。③日中相互主義として日中間通信に係る件については、第3国との取り決めは相互に協議する。伊集院公使が中国交通部に確認したところ、②の中国側の管理は体面上のもので、陸揚げ地から電信局の陸線を架設料50ドルで買い取り中国政府所有とするという他国通信会社と同様の扱いとするというものであった。伊集院は合併料金の分配を専門的内容であるとし、後の専門委員間による協議に委ね、日中間通信に関わる第三者との協議の際の通知を相互主義とすることで、一先ず合意を得たのである。

1913年1月、日中両国は、概要次の3つの覚書を確認した¹⁰⁾。

第1覚書

① 日本政府は、大北の長崎上海ケーブルに関し、中国政府を一定の期間共同勘定に加入させ、日本、中国、大北の3者で適当なる率で分配することに同意する。② 中国政府は、日本政府が日本—上海に海底ケーブルを敷設し、陸揚げすることを承認する。日本は他の会社と同一の利益を中国に付与する。③ 前記2項の海底ケーブル2条の利益は他の会社が中国において与えると同一の利益を日本も中国に付与すること、④ 日本が大北と協定を結ぶとき、中国の権利に関係することは中国の承諾を求めること。

第2覚書

両国政府はお互いに事前の協議なしに日中間通信に関する特権を第三者に与えないこと。

第3覚書は、東三省の料金に関する事項などであった。

日本が中国に求めた陸揚げ権の根拠は、他のアメリカやドイツが陸揚げしているという既

成事実だけであった。問題点を絞り込み、いち早く妥結した伊集院公使の手腕は見事であったが、専門委員に任せた合併料金収益の分配率および北京の交渉で触れなかった台湾—福州ケーブル開放の2点で、同年2月に開始された東京の交渉で難航することとなった。

4.2. 東京における日中交渉（2月～8月）

この覚書をもとに詳細を協議するため薩福楸、栄永青、ピーターソンが交渉委員となり、2月20日東京で第1回会合が開かれた¹¹⁾。この日第3次桂内閣が総辞職し、山本権兵衛内閣が発足した。外務大臣は牧野伸彰、通信大臣は元田肇である。東京会合の日本側責任者は、田中次郎通信局長であった。日本側からの調印する権限はあるのかという質問に対し、中国側は、「全然決定するの権限なし」と応じた。重要な決定は北京で行うというものであった。独自に上海長崎ケーブルの敷設を目指す日本に対し、中国側は敷設の必要を認めていたわけではなかった。この姿勢の違いが協議を長引かせることになった。

中国側は、川石山線開放に関しては、覚書がなく、訓令も受けておらず、協議する権限がないので、北京で交渉するべきだと主張した。日本側は本国に照会、確認されたいと答えた。また、日本も大北も料金値下げを決めたので、中国も値下げされたいという要望に関しては、中国は1909年、1912年と値下げをしており5割ほど低減しているので応じられないとした。日本はもともと高水準だったため、もっと値下げ努力して欲しいと要望した。

2月22日、牧野外相は伊集院公使に、川石山開放問題について中国側委員が「協議する権限なし」として本国に照会しているので、場合により中国当局に協議に応ずるよう説得されたしと打電した¹²⁾。伊集院公使は、北京で外交上の交渉とすると重大視され、かえって問題解決が難しくなるとして、中国政府からの回訓の内容を待つべきと翌23日に返電した。

3月1日の第2回会合で、中国側は、川石山開放問題についての商議を東京で行うことはできないと北京から訓令を受けたと回答した。合併料金比率は日本と同率とすることを主張した。13日の第5回会合で、中国は、1930年以降はケーブルを撤去する旨を協約に入れたいとした。日本は、独占権を持つ大北が撤去をいうのは分かるが、中国が撤去しろというのは理解できないと応じた。このような（重要な）ことを議論する権限は中国委員にはないのではないか、日本側にもないと切り返した。中国は期限の問題も他の会社と同じ条件だと反論した。

20日の第6回会合では、日本側は、1930年の撤去については北京で触れられていなかったと指摘した。22日の第7回会合でも大きな進展はなかった。同率を求める中国に対し、日本は、日本政府の負担で敷設するケーブルであり、収益を中国と同率とする考えはないと回答。中国は、敷設を認めたのだから同率は当然であり、他の企業と同じ条件であると応じた。日本は他の企業の条件を確認したいと主張。両者の隔たりは大きかった。

26日の第8回会合で、中国は、日中間で密約があるのではないかとデンマーク公使、英国公使から申し入れがあったとの発言があった。第2覚書にある第三者への特権付与は日中協議なしには求めないという内容である。日中両国委員は、大北の目を盗んで会合を行う場面もあった。3者とも自分が出し抜かれないか疑心暗鬼であった。

4月2日の第10回会合では、同率を認めない日本委員に業を煮やした中国委員が、大北

と直接談判したいと主張した。8日の第12回会合に大北も出席した。この会合で日本と大北から1.2%ずつ中国に譲り中国24%、日本26.5%、大北49.5%の案が出された。会談中、中国委員に伊集院駐華公使が、川石山開放の協議は東京で行うよう希望している旨が伝えられた。同日、中国委員によると中国委員とバーンソンとの間で天井が抜けそうなくらいの口論をしたという。バーンソンは、中国委員になぜ中国は日本に1930年以降、ケーブルを撤収するという約束をさせないのかと叱責した。中国委員は、北京で行えなかった約束をここで行うのは無理であるとバーンソンに反論した。

6月4日の第17回会合では、中国は、合併料金に入らない場合は他の条件を提示すると告げた。6日の第18回会合では、日本は中国委員に、第2覚書の件を大北に漏らしたのではないかと詰問した。中国委員は否定したが、バーンソンから強く責められ、認めてしまったようである。この日、中国官報を半額にすれば、日本官報も半額にするかという日本の質問に対し、中国の官報は日本の10分1にも満たず、不利であり、応じがたいと回答した。7日の第9回会合で、中国は合併計算に入らないときの条件を示した。5サンチームの首尾料、中国官報の無料、陸揚地から上海日本電信局の間の陸線を50ドルで購入すること、以上3点である。日本と大北との協定内容がほぼ固まったことから、日本は中国に対し2週間以内の回答を求めた。

21日の第22回会合には大北も出席したが、中国の回答が遅いため、日本と大北は中国の合併料金の加入を諦め2者間で協約を結ぶ方向で動いた。31日の時点でも北京からの回答は未着であり、在京の中国委員も、北京は、合併計算に香港を入れろと言っていたにもかかわらず次は入れなくてよいとするなどよく理解していないのではないかと愚痴をこぼした。さらに日中の第2覚書が今や中国では公然の秘密となってしまうと嘆いた。

8月12日第26回会合で、中国は正式に合併料金には加わらないと回答した¹³⁾。日本は、他の企業の条件に含まれていない独占権が満了となる1930年後のケーブル撤去と中国官報を無料とすることは認められないと回答した。翌13日の第27回会合で、さらに日本は、日本電信局に中国吏員を派遣し、通信を突き合わせ、事務を監査することも認められないとした。中国は、1930年以降の撤去の問題は、取り下げることができるだろうと応じた。中国は新たに日本と大北の締結する約定に中国も署名させろとの要求を出した。会合の最後に中国委員は、大北が我が物顔で約定を結ぶのは気に入らないと発言。日本委員は、もっともな意見であるが、元は1930年まで独占権を与えたのが原因であると指摘した。16日の第29回会合でも大きな進展はなかったが、官報無料については、半額とする可能性について両者が議論した。

21日牧野外相は、新任の山座円次郎駐華公使に次の内容の機密送を發した。中国が合併計算に加入しないことになったので、近日中に日本と大北の間で新約定を締結する。上海長崎線陸揚げについて残された問題は、①中国政府官報を無料化、②独占権満了の1930年後に海底線撤去、③中国の語数調査員を日本電信局に派遣の3点である。北京取極めで、陸揚げの条件は他政府、他企業の条件を按照し決定するとあり、中国の要求する条件は受け入れがたい。一方折角大北の承諾を得た上海長崎線敷設、仮名電報の取扱いができないとするのは耐えられない。貴公使は、北京覚書の明文を指摘し、中国政府に我提案に同意

するよう交渉されたい。中国政府は大北の態度に憤っていることから、交渉にあたり、大北社名を借りて交渉するのは逆効果となる危険性もあるので留意されたい。また場合により通信省から説明員を派遣するので、川石山問題についても交渉願いたい。

日本政府は、大北との交渉を先に済ませ、中国政府の説得にかかったのである。

5. 修正大北会社免許状

日本政府は、大北との交渉を 1913 年 1 月以降も続けていたが、中国が合併料金に加わらない決定を下したのをうけ、8 月 23 日新協約を締結し、9 月 1 日に料金が値下げされた。新免許状の概要は次のとおりである¹⁴⁾。

大北は、既存の上海—長崎 2 条と長崎—ウラジオストック 2 条の合計 4 条を長崎に陸揚げする権利を持つ。官報は半額。政府の許可なく現在以上の値上げはしない。相互に海底ケーブルを増設するときには好意的に考量する。政府が会社または個人にケーブル敷設を認めるとき、会社が政府より課せられる条件を受託するときは優先権を有す。政府は会社事業に合同し、または会社の海底線を買収したいとするときは、会社は製作、敷設に要したる金額を開示すること。会社が該線を売却することまたは日本主管庁と共同計算にて事業を経営することに同意するときは適當の代価を相互間に協定すること。会社は該線を適當なる運用状況に維持し、障害はできるだけ早く修復すること、1 年を超えて理由なく不通となったり、会社が違法なことをしたりした場合、政府は免許状を撤収する。

9 月 1 日、1 語あたりの料金は、欧州あて 2 円 42 銭から 1 円 96 銭、上海あて 48 銭から 34 銭、シンガポールあて 2 円 2 銭から 1 円 38 銭などと値下げされた。

アジア、オーストラリア、アフリカ、ヨーロッパとの間で発着する電報料金は、ロシアおよび小笠原経由の中国との間の料金を除き均一料金となった。日本政府は、ルートが多様化を図り、障害時の対応、安全保障の守秘性の向上を目指したのである。

6. 日支間海底線陸揚権約定

8 月 23 日、日本と大北の新約定締結後、28 日の第 30 回会合において、中国は新たに「1 年以内に敷設しなければ陸揚権を取り消す」という条件を提示した¹⁵⁾。日本政府は、これでは中国側の条件が出そろうまで議論はできないと抗議し、中国委員も北京からの要望に困惑していることを認めた。日本は 5 サンチームの陸線料、帳簿査閲は認めるにしても官報の無料は認めないと主張した。中国は、日本は第 2 覚書により利益を得ているではないかと指摘したが、日本は相互の承諾が必要とした内容だと否定した。

9 月 13 日の第 34 回会合で、日本は、新線による電報は上海—長崎のみなので、上海—日本間の官報料金半減については応ずると回答した。再三に渡り中国委員は、第 2 覚書は日本にとって有利な内容であり、その対価を求める発言をしているが、この主張は、日中間通信の問題であり、中国の要望により相互承認の形となっているので、説得力に乏しいと言えるだろう。

17日の第36回会合で、中国は陸揚権取極書に大北の名を入れる必要はないと発言した¹⁶⁾。理由としてドイツの膠州湾海底線でも大北の名が入っていないことをあげた。日本は、北京の覚書もあり実際に大北が認めているのだから入れるべきではないかと応じた。中国は、中国が全責任を有すと譲らなかった。中国委員は、これは北京からの訓令であり、自分たちも多少驚いているが、体面上大北の名を出すのを嫌ったのだらうと補足した。日本は大北の名を入れないのは道義上も面白くないと伝えた。中国委員はさらに北京に照会したが、26日第38回会合で、大北名は不要と回答し、大北には中国から伝えると回答した。翌27日の第39回会合で、日本は、一部文言修正により帳簿査閲を約定に入れることを認め、日本官報の首尾料半額の要求を取り下げ、残る問題は、大北名だけとなった。

10月2日の第40回会合で中国は、大北への対応は中国が行い日本に迷惑をかけることはないと主張した。6日第42回会合で、両国は10月4日付で概要次の日支海底線陸揚協定を締結した。大北名は削られた。

中国政府は、日本が長崎より上海付近に海底ケーブル1条を陸揚げすることおよび陸揚地から外国居留地にある日本運用局までの間の陸上線を建設、運用および維持することを認める。

1. 上記陸上線は墨銀50ドルの代価で中国政府に譲渡する
2. 概海底ケーブルおよび陸上線は、日本電信系と上海との間に発着する日本文字の電報および両国官報のみを取り扱う。
3. 中国政府の許可なく、他の海底ケーブルを拡張しないこと、また陸上線、無線電信など如何なる他の方法に拠り、中国の電信利益と競争しないこと。
4. 中国官報は半額料金とすること
5. 概陸上線を通ずる通信に対し、1語につき5サンチームの首尾料を中国政府に支払うこと、中国官報については1語2.5サンチームとする。
6. 中国電信吏員は本約定運用に関わる限り、件名表および料金を対照するため上海日本局に立ち入ることができる。

後に大北の抗議により大北名が復活する。当時の両者の力関係を示しているようである。

おわりに

大北の影響を脱するためには、日本本土—香港にケーブルを敷設し、英国系ケーブルに接続することや、日本—カナダ間ケーブルの敷設が必要であった。日本政府は、両ケーブルの必要性を認識しながらも、敷設には多大な経費が必要であり、外国政府や企業との交渉が必要なことから、当面の問題を、軍部や経済界から強く要求されていた日中間で和文電報が利用できる自前のケーブルの敷設、全体的な料金値下げ、既存の台湾—福州ケーブルや東京—小笠原—グアムケーブルの活用に絞った。

大北の独占権が終了しても、日本政府を悩ませる次の三つの制約があった。①大北、大東両者が1930年まで、中国の国際通信独占権を保持していたこと、②中国が日中間のケーブル敷設を望んでいたわけではなかったこと、③日英同盟のパートナー英国が、同盟の最

盛期ほど日英間の通信設備拡張に積極的ではなかったこと、である。交渉の結果、日本は、合併料金制の条件で上海—長崎ケーブルの敷設が認められ、料金値下げも実現した。さらに日露直通線、東京—グアム経由でのアジアとの通信も認められた。

しかし、料金水準、日中間の合併料金制は、大北の収益を十分確保したうえでの施策であった。日本が、上海—長崎線、上海—ウラジオストック線に頼らざるを得ない状況は続いた。台湾—福州ケーブルの活用などは、交渉も不調に終わり、効果を発揮しなかった。

バーンソンの発言で分かるように、大北が最も恐れていたのは、日本政府による日本—香港線の敷設であった。このルートが実現すれば大北の長崎—上海線と競合し、大北にとって大幅な収益減を招き、ビジネスプランの見直しが必至であった。逆に日本が大北の制約から脱するためには、日本—香港線など自前のケーブルの敷設が必要であった。当時の日本の財政状況、技術力から、その実現は困難であった。実現には明確なビジョンと施政者の強いリーダーシップが必要であったと思われる。この結果、第一次世界大戦後、日米間を中心に恒常的な輻輳状態を招いた。このような状況もあり、日本の国際通信は、新技術、無線電信中心の施策に変更されたのである。

註

- 1) 長島要一『日本デンマーク文化交流史—1600-1873』(東海大学出版会、2007年)、貴志俊彦「長崎上海間「帝国線」をめぐる多国間交渉と企業特許権の意義」『国際政治』第146号(2006年11月)21-38、拙著『国際通信史でみる明治日本』(成文社、2012年)、有山輝雄『情報覇権と帝国日本』I(吉川弘文館、2013年)、薛軼群『近代中国の電信建設と対外交渉』(勁草書房、2016年)
- 2) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A13100080400、公文類聚・第37編・大正2年・第21巻・交通・別冊2(国立公文書館)、JACAR: B04011043700、対外電信政策関係雑纂／大北電信会社委員トノ談判筆記(1-7-4-36_3)(外交史料館)、JACAR: B04011045100、対外電信政策関係雑纂／支那政府委員トノ談判筆記(1-7-4-36_4)(外交史料館)
- 3) JACAR: B04011040300、対外電信政策関係雑纂／大北会社ニ対スル交渉及支那政府ニ対スル交渉第1巻(1-7-4-043)(外交史料館)
- 4) JACAR: B04011032100 対外電信政策関係雑纂 大北電信会社委員トノ談判筆記 第1巻92コマ、前掲『近代中国の電信建設と対外交渉』48頁
- 5) JACAR :A13100080400 公文類聚・第37編・大正2年・第21巻・交通・別冊2(国立公文書館)
- 6) 前掲『国際通信史でみる明治日本』245-249
- 7) JACAR: B04011040400、対外電信政策関係雑纂／大北会社ニ対スル交渉及支那政府ニ対スル交渉第1巻(1-7-4-043)(外交史料館)
- 8) JACAR: B04011040500、同上
- 9) JACAR: B04011040600、同上
- 10) JACAR: B04011040700、対外電信政策関係雑纂／大北会社ニ対スル交渉及支那政府ニ対スル交渉第2巻(1-7-4-043)(外交史料館) 覚書は54コマ
- 11) JACAR: B04011045200、対外電信政策関係雑纂／支那政府委員トノ談判筆記(1-7-4-36_4)(外交史料館)
- 12) JACAR: B04011040800、対外電信政策関係雑纂／大北会社ニ対スル交渉及支那政府ニ対スル交渉第2巻(1-7-4-043)(外交史料館) 第2分割
- 13) JACAR: B04011045300、対外電信政策関係雑纂／支那政府委員トノ談判筆記(1-7-4-36_4)(外交史料館)
- 14) JACAR: C03022365600、密大日記 大正3年4冊の内4 大北電信会社に与へる特許期限満了後に関する件(防衛研究所)
- 15) JACAR: B04011045300、対外電信政策関係雑纂／支那政府委員トノ談判筆記(1-7-4-36_4)(外交史料館)
- 16) JACAR: B04011045400、同上